

# 荒川上流河川事務所の治水工事における環境配慮への取組

## 1. 治水の取組について

- 荒川上流管内では、堤防から水が溢れないよう、水の流れる面積を広げるための堤防整備や河道掘削、洪水を流れやすくするための樹木伐採など、治水機能の確保に取り組んでいます。

## 2. 治水工事における環境配慮について

- 荒川上流管内では動植物が生息・生育・繁殖を行っています。砂礫河原はコアジサシ、イカルチドリ等の営巣場となるほか、カワラサイコ等河原特有の植物の生育場となっています。ヨシ・オギの群落ではオオヨシキリ、カヤネズミ等が生息し、ハンノキ等の河畔林にはミドリシジミ等の昆虫が生息し、水域にはギンブナ、オイカワ等の魚類が生息しています。
- このため、工事の設計段階において極力、環境への影響を回避する検討を行っています。
- 回避が難しい場合は、影響の低減や生息場所などを他に創出するといった代償措置の実施を検討します。
- このように、多自然川づくりの考えに基づき治水工事を実施し、治水機能の確保と併せて、動植物の生息・生育・繁殖の良好な場が保全・創出できるような工事に取り組んでいます。



創出された水際の浅場でエサをさがすサギ類



オギ群落で囀るオオヨシキリ



砂礫河原に生息するイカルチドリ

荒川上流河川事務所では、治水工事を行う際、以下に取り組んでいます。

## 1. 動植物の生息・生育状況の調査

- 河川水辺の国勢調査、環境情報図などの既往の調査結果を使い、工事施工箇所の動植物の生息・生育状況を確認しています。
- 既往調査結果に加え工事施工箇所では、必要に応じて追加の調査を行い、生息・生育状況を確認しています。

## 2. 治水工事実施時における配慮

- 河川が本来有している生物の生育・生息環境に配慮した工事の設計を実施しています。  
例えば、河道掘削については水際部の連続性を確保する際は、平水位まで掘り下げることが基本方針とし、良好な水辺環境の保全、創出を目指します。
- 現地調査等によって確認された重要種については、本工事、仮設工事(工事用道路・ヤード設置)において、回避できる方法を検討します。併せて、工事施工箇所周辺で、重要種情報がある場合は、工事による影響が出ないように、施工者と情報共有します。
- 工事実施時は、低振動・低騒音の施工機械を使用します。
- 管内では猛禽類をはじめとする多くの重要種の生息が確認されており、特に配慮が必要な生物(環境省レッドリスト記載の重要種等)が確認された場合は、個別に対応いたします。

荒川上流河川事務所では、猛禽類との共存にむけ、以下に取り組んでいます。

※重要種に位置づけられた種を指す

## 1. 繁殖状況の調査

- 過去に営巣した箇所でも年1回繁殖状況を確認します。
- 営巣箇所付近で治水工事を行う際は、2月・3月に1回、4月～7月は毎月調査を行い、繁殖行動の有無を確認します。

## 2. 工事実施における環境保全や環境配慮への取組

- 樹木伐採を行う際は、猛禽類の営巣林を保全します。改変が必要な場合は営巣林への改変が最小限になるよう調整を行います。
- 猛禽類の営巣林やその周辺の樹木伐採は、猛禽類が営巣場所を探し始める前の9月～12月に実施します。
- 繁殖が確認された営巣林近くで工事を実施する際は、1月～8月までの繁殖期間を考慮した施工時期の調整や、騒音対策、調査員による監視などの対応を実施します。
- 上記の対応は、専門家からアドバイスを頂き、決定します。
- 河道掘削を行う際は、掘削高を平水位とすることで多様な水辺環境の創出を目指します。



猛禽類(重要種)が繁殖している樹林



飛翔する猛禽類(重要種)